

改正後	改正前
個⑥051-1 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】	個⑥051-1 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】
事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成 23 年 12 月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 4 第 3 項、第 4 項及び第 6 項に規定する事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。 (2) 「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3) 「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（平成 25 年改正前の租税特別措置法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「⑩」欄の内書には、旧措法第 10 条の 4 第 3 項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第 1 項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「⑦」欄の金額の合計額を記載します。 (6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄の B の金額を記載します。 (7) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉗」欄の B の金額を記載します。 (8) 「㉙」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉚」欄の B の金額を記載します。 (9) 「㉜」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 (10) 「㉞」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。）を記載します。 (11) 「㉟」欄には、「㉠」欄の記載がない場合には「㉠×㉡」の金額を記載し、「㉠」欄の記載がある場合には「㉠×㉠」の金額を記載します。 (12) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第 10 条の 4（この制度は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止されました。）、平成 23 年 12 月所法等改正法附則第 47 条	事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成 23 年 12 月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 4 第 3 項、第 4 項及び第 6 項に規定する事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。 (2) 「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (3) 「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「⑩」欄の内書には、措法第 10 条の 4 第 3 項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第 1 項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「⑦」欄の金額の合計額を記載します。 (6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄の B の金額を記載します。 (7) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉗」欄の B の金額を記載します。 (8) 「㉙」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉚」欄の B の金額を記載します。 (9) 「㉜」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 (10) 「㉞」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。）を記載します。 (11) 「㉟」欄には、「㉠」欄の記載がない場合には「㉠×㉡」の金額を記載し、「㉠」欄の記載がある場合には「㉠×㉠」の金額を記載します。 (12) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第 10 条の 4（この制度は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止されました。）、平成 23 年 12 月所法等改正法附則第 47 条